



国海環第162号
平成30年3月1日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長
田淵 一浩



海洋汚染等防止法検査心得等の一部改正について

標記について、海洋汚染等防止法検査心得等の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等 関係通達の一部改正について

1. 改正の背景

平成28年10月に開催された国際海事機関（IMO）の第70回海洋環境保護委員会（MEPC）において以下の改正案が採択された。同改正が平成30年3月1日に発効することを受け、関係省令及び通達の改正を行った。

（1）船舶の燃料油消費実績報告制度の導入（海洋汚染防止条約附属書VI）

船舶の使用する燃料油の消費を見える化し、船舶の省エネ運航を更に促進するため、総トン数5,000トン以上の国際航海に従事する船舶に対し、平成31年から運航データ（燃料油消費量、航海距離及び航海時間等）をIMOに報告する制度を導入することとする改正

（2）国際油汚染防止証書（IOPP証書）の追補の様式改正（海洋汚染防止条約附属書I）

IOPP証書の追補の様式中、現存しないタンカーに係る不要な項目の削除等を行うこととする改正

2. 関連通達の改正概要

（1）海洋汚染等防止法検査心得

- ・ 附属書[19]二酸化炭素放出抑制航行手引書（作成例）に燃料油消費実績報告制度に係る作成例等を追加等

（2）海防汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領

- ・ IOPP 証書の追補の様式の記載方法及び記載例を変更

（3）二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業務要領

- ・ 提出された運航データの確認等に係る手続き等を追加

3. 施行日

平成30年3月1日